

コーポレートガバナンス・ガイドライン

日新電機株式会社

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針を示すものとして、次の内容で「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定める。

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、ステークホルダー（顧客・株主・社会・パートナー・社員）との確かな信頼関係の構築を行動の原点とし、社会と産業の基盤を支える企業活動を通じて、環境と調和し活力ある社会の実現に貢献することを企業理念としております。

この企業理念に基づき事業を運営し、持続的成長と企業価値向上を実現するために、次の基本的な考え方に基づきコーポレートガバナンスの一層の充実に努めます。

- (1) 株主が権利を適切に行使できる環境の整備を行うと共に、株主の平等性を確保する。
- (2) 顧客・株主などステークホルダーとの確かな信頼関係の構築に努める。
- (3) 会社情報を適時適切に開示し透明性を確保する。
- (4) 取締役会が基本方針決定機能と経営監督機能を十分に発揮できる体制を整備する。
- (5) 株主との建設的な対話を通じ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る。

2. 株主の権利と平等性の確保

(1) 株主の権利と平等性の確保

当社は、株主が株主総会での議決権行使を始めとする権利を適切に行使できる環境を整備する。

また、全株主について、その持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないように適時適切に情報開示を行う。

(2) 株主総会

- ① 当社は、株主が株主総会議案を十分に検討したうえ議決権を行使できるよう、総会招集通知を法定期日の4日前迄に発送すると共に、発送に先立って当社ホームページに招集通知内容を開示する。
- ② 当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用や総会招集通知の英訳など、株主の議決権行使に係る環境整備を行う。
- ③ 株主総会で会社提案議案へ相当数の反対票が投じられた場合は、その原因を分析したうえ必要な対応を行う。

(3) 資本政策の基本方針

当社は、持続的成長と企業価値向上に向け、財務健全性、資本効率、内部留保及び株主還元の最適なバランスを絶えず追求し、事業運営を行う。

(4) 株式の政策保有と政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針

- ①当社は、取引先・金融機関との良好な関係と安定した取引を継続するため、株式を政策的に保有することがある。
- ②当社は、当社グループの企業価値向上に必要であると判断したもの以外の政策保有株式を縮減する。なお、その縮減対象となる株式の発行会社による当社株式の売却を妨げない。
- ③当社は、主要な政策保有株式につき年1回、取締役会において、そのリターンとリスク並びに資本コストを踏まえ保有の目的や経済合理性などを確認する。
- ④政策保有株式に係る議決権行使については、株主価値の毀損に繋がらないよう全議案内容を慎重に検討し賛否を決定する。

(5) 買収防衛策

- ①当社は、買収防衛策を導入する場合は、その必要性和合理性を取締役会・監査役会で十分に検討したうえ株主へ説明する。
- ②当社は、当社株式が公開買い付けに付された場合は、公開買付け者へ当社の持続的成長と企業価値向上への施策の説明を求め、その内容を検討したうえ、当社の取締役会としての考え方を株主へ説明する。また、株主が公開買い付けに応じて株式を譲渡する権利を不当に妨げない。

(6) 株主利益を害する恐れのある資本政策

当社は、株主利益に影響を与える資本政策（増資、MBOなど）を実施する場合は、既存株主の利益を不当に害さないため、その必要性和合理性を取締役会・監査役会で十分検討したうえ株主へ説明する。

(7) 関連当事者間の取引

- ①当社は、取締役・執行役員や親会社との取引が会社や株主共同の利益を害さないため、取締役会において、取引内容につき決議したうえ定期的に取引実績を報告し、取引の妥当性を監視して利益相反状況を管理する。
- ②親会社と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為については、取締役会の下に社外役員で構成する親子取引審議委員会を設置し審議を行う。

3. ステークホルダーとの確かな信頼関係の構築

当社は、持続的成長と企業価値向上が、顧客・株主・社会・パートナー・社員といったステークホルダーによって支えられていることを深く認識し、ステークホルダーとの確かな信頼関係を構築して事業を運営していくことで会社の成長を目指すことを、当社グループの行動の原点として定めている。

4. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、当社の企業年金基金が運用の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置を行うと共に、外部コンサルタントの起用を企業年金基金に奨める。また、当社は、企業年金の受益者と会社の間を生じ得る利益相反が適切に管理されるよう配慮する。

5. 情報開示の充実

- ①当社は、有価証券報告書を始めとする法定書類、会社ホームページ、IR活動などを通じて、財務情報のみならず非財務情報（経営戦略・リスク・ガバナンスなど）についても適宜、情報開示を行う。
- ②適時開示内容につき全て開示前に取締役会で決議し、正確な情報の開示体制を確保する。
- ③当社は、株主総会招集通知の英語版、アニュアルレポート、会社ホームページの英語版など、必要と判断した英語での情報の開示を実施する。

6. 取締役会等の責務

(1) 取締役会の役割

取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率等の改善を図るため、経営の基本方針その他会社の重要事項について審議・決定すると共に、各取締役の職務執行の監督を行うことを主な役割とする。

(2) 経営計画の策定・公表

当社は、市場環境が変化しても持続的に成長し収益をあげる企業グループとなるべく、業績に関する数値目標を設定した中長期計画を、資本コストを把握した上で、取締役会で審議し、策定・公表する。その計画の進捗状況と経営資源の配分、事業ポートフォリオに関する戦略の実行を適宜、取締役会で報告したうえ、計画を達成すべく戦略的課題・対策などにつき取締役会で議論を行う。

(3) 内部統制と全社的リスク管理体制の整備

- ①当社の取締役会は、当社グループ全体の内部統制や全社的リスク管理体制を構築し、内部監査部門を活用しつつ、その体制の運用状況を監督する。
- ②内部監査部門は、その監査結果を取締役会へ半期に1回報告する。

(4) 代表取締役等への委任の範囲

当社は、取締役会が代表取締役等に委任する範囲を明確にすべく、社内規則により取締役会へ付議すべき重要事項を定めると共に、それ以外の事項については執行の機動性や柔軟性の観点から代表取締役や執行役員などに業務執行を委任する。また、各取締役の所管・分掌を取締役会の決議に基づき定め、そのうち重要なものは定時株主総会招集通知に記載すると共に、社内規則により取締役の役位ごとの権限を定めている。

(5) 取締役会と監査役会の規模と構成

当社は、取締役と監査役の員数を定款に定める範囲内で最適なものにし、取締役会と監査役会は経験・能力をバランス良く備え、ジェンダーや国際感覚、職歴、財務・会計・法務に関する知識などの面で多様な人材で構成する。

(6) 独立社外取締役の選任

当社は、コーポレートガバナンス体制の充実を図るため、独立社外取締役を2名以上選任し、取締役総数に占める独立社外取締役の割合を3分の1以上とする。独立社外取締役は、経営方針・戦略など経営全般に関する助言を行うと共に、独立した客観的な立場から取締役の監督を行うことを主な役割とする。

(7) 社外役員の独立性判断基準

当社は社外役員の独立性について、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に加え、添付の「別紙」のとおり定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき判断する。

(8) 指名・報酬委員会

- ①当社の取締役・監査役の選解任、社長の後継者計画、取締役の報酬方針と報酬額の決定につき、客観性・透明性を確保するため、取締役会の下に指名・報酬委員会を設置する。
- ②その委員の過半数を社外役員とすると共に、委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示する。委員長は社長が務める。

(9) 取締役・監査役の選解任手続

- ①取締役・監査役の選解任は、指名・報酬委員会にて議論を行い、その結果を踏まえ取締役会にて決議する。
- ②取締役・監査役候補者につき株主総会招集通知に各々の指名理由を記載する。
- ③社長の後継者計画を指名・報酬委員会にて議論する。

(10) 取締役の報酬方針と報酬額

取締役の報酬方針と報酬額は、指名・報酬委員会にて議論を行い、その結果を踏まえ取締役会にて決議する。

(11) 取締役会の運営

- ①当社は、翌年の取締役会の開催日程を年末までに設定し取締役・監査役に通知する。
- ②取締役会を原則として月1回、十分な審議時間を確保したうえで開催する。
- ③取締役会に付議する案件について、原則、取締役会に先立ち常務会で審議することにより、取締役会での議論の質を高める。取締役会メンバーは、専用電子サイトより常務会の資料を随時確認でき、また、取締役会の資料も専用電子サイトより事前に確認できる仕組みとする。また、社外役員が常務会での議論の要旨を理解したうえで取締役会に出席できるよう、取締役会前に社外役員へ担当役員より当該要旨を説明する。

(12) 社外役員への情報提供

社外役員については社内との連絡・調整にあたる者〔社外取締役は担当の取締役、社外監査役は監査役（常勤）。〕を定め、その連絡調整者が必要な情報を提供し、社外役員から依頼あれば適宜に対応して、必要かつ十分な情報提供を確保する。

(13) 取締役会の実効性の分析・評価

当社は、取締役会の運営について取締役会メンバーからの意見・要望を十分検討し、その結果に基づき運営方法を改善していく。また、取締役会の実効性を向上すべく、各年度末に取締役会の実効性の分析・評価を行い、その結果に基づいた改善を図ると共に、その概要を開示する。

(14) 取締役・監査役の他社等への兼任

当社は、取締役・監査役の他社等への重要な兼任状況について、株主総会招集通知や有価証券報告書を通じて毎年開示する。また、その兼任を合理的な範囲に留め、取締役・監査役の取締役会への出席率が100%に近くなるよう努める。

(15) 取締役・監査役のトレーニング

当社は、新たに取締役・監査役に就任する者へ当社の費用負担により、社内の役員に対しては、その役割・責任等に関する専門家の研修を受ける機会を提供し、社外役員に対しては当社グループに関する理解を深めるべく、会社・事業・製品に関する概要説明や国内外の当社グループの主要拠点の視察などのトレーニングの機会を提供する。

7. 監査役による監査の体制

- ①当社は監査役会設置会社として、監査役の半数以上を様々な専門知識や経験などを有する社外監査役とする。また、監査役専任のスタッフを置く。
- ②監査役は、内部監査部門及び会計監査人と連携して適切な監査を実施し、また、社外取締役との情報共有化を図る。内部監査部門は、その監査結果を監査役へ毎月報告する。
- ③監査役は監査役会が定めた監査の方針・計画・分担に従い、取締役会等の重要な会議への出席、取締役・執行役員等からの職務執行状況の聴取、重要な決裁書等の閲覧、主要な事業所や国内外の子会社などへの往査を行い、また、監査役間の相互情報交換も行いつつ、監査を進める。
- ④監査役・監査役会は社長と定期的に懇談会等を行い、当社グループの対処すべき課題や中長期的な経営方針などを確認するほか、各取締役とも懇談会を行い各業務執行状況などを確認する。
- ⑤監査役は独立した客観的立場から取締役会で意見を述べる。

8. 株主との対話

- ①当社は、金融商品取引法や証券取引所の適時開示規則などに基づき、公平かつタイムリーな情報提供を行う。
- ②当社はIR担当の取締役を定め、その取締役がIR活動に関連する部門を取りまとめて対応する。

- ③経営幹部が機関投資家向けの I R説明会を実施する。また、I R担当の取締役が個人投資家向けの説明会を実施する。
- ④毎年の定時株主総会では分かりやすい説明に努める。
- ⑤これら株主との対話を通じて得られた意見等につき取締役会で報告すると共に、関係部署間での情報共有を図る。
- ⑥株主との対話に際してのインサイダー情報の管理については、社内規則に基づき管理する。
- ⑦日新電機グループ ディスクロージャーポリシー(*)に基づき情報管理を行う。

* URL : <https://nissin.jp/ir/disclosure.html>

11. 制定・改廃

本ガイドラインの制定・改廃は取締役会の決議に基づき行う。

2016年5月12日制定・施行。

2018年11月27日一部改定。

2021年11月26日一部改定。

以 上

【 別 紙 】

〔社外役員の独立性判断基準〕

社外役員本人またはその所属する企業・団体が、次の①～⑧の全てに該当する場合、社外役員が独立性を有するものとする。

- ①現在・過去に、当社・当社子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行を行う取締役・使用人〈従業員〉（以下「業務執行者」という）でないもの。
- ②現在、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者でないもの。
- ③現在、当社グループの主要取引先（注1）の業務執行者でないもの。
- ④現在、当社グループから多額の寄付（注2）を受けている法人・団体等の業務執行者でないもの。
- ⑤現在、当社グループからの役員報酬以外に、多額の金銭その他財産上の利益（注3）を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないもの。
- ⑥現在、当社グループとの間で、取締役・監査役を相互に派遣し合っていないこと。
- ⑦最近（注4）まで上記②～⑥に該当していないこと。
- ⑧上記①～⑦の2親等以内の親族、同居の親族、生計を一にする者ではないこと。

（注1）主要取引先は次のいずれかの取引先をいう。

- ①当社グループ製品等の販売先・仕入先であって、その年間取引額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高（いずれも過去3事業年度の平均）の2%以上である場合。
- ②当社グループが借入を行う金融機関で、その借入額残高（過去3事業年度末の平均）が当社事業年度末において、当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%以上である場合。

（注2）多額の寄付は過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付を行う場合。

（注3）多額の金銭その他財産上の利益は、過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上に相当する金銭等を供与する場合。

（注4）最近とは過去1年間をいう。

以 上